

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社 の土地処理に関する調査特別委員会		会議場所 第3委員会室	
			担当職員 阿久根由美子	
日 時	平成24年5月11日(火曜日)		開 議 午後 3 時 30 分	
			閉 議 午後 4 時 17 分	
出席委員	西村 ○立花 山本 福井 齊藤 馬場 湊 吉田 小島 西口 酒井 並河 木曾議長 明田副議長 （欠席:井上）			
執行機関出席者	なし			
事務局出席者	今西局長、藤村次長阿久根係長三宅主任八木主任			
傍聴者	市民2名	報道 2名	執行機関0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開議

<西村委員長>

御参集御苦労さんでございます。

ただいまから、亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を開議いたします。

井上委員から欠席届が出ております。

それでは、事務局から本日の日程説明を願います。

<事務局長>

本日の日程につきましては、まず調査報告ということで、前回の委員会におきまして調べておくようにというようなことが何点かございましたので、その分についての御報告をさせていただきたいというふうに思います。

それから、その後、今後の調査についてということで論点整理、あるいは今後の調査予定のことをお決めいただきたいと思います。

その他については、次回の日程等についてお決めいただくというようなことでございます。

以上でございます。

<西村委員長>

そのような日程で進めてまいります。

2 議題

(1) 調査報告について

<西村委員長>

それでは、議題 1、調査報告についてでございますが、前回よりさらに深まった調査内容について調査をいたしました。結果について、事務局から報告いただきます

<事務局議事調査係長>

それでは、早速でございますけれども、幾つか調査事項をいただいておりますので、その調査結果について御報告をさせていただきます。

まず、レジュメの次につけさせていただいております判例でございますけれども、これは吉田委員さんのほうから判例としていただいたものでございます。

中央部の 7 行目です。「日本電信電話公社の職員は」ということで、その次の行には、「法令により公務に従事するものとみなされているから」ということで、さらに

次の行でございますが、「文書は公文書である」というふうに書いてあります。判例ということで資料をいただきました。

土地開発公社の文書が公文書であるかどうかということの調査でございますけれども、これにつきましては、先日、松枝弁護士さんのほうから公文書ではないというお話がありましたので、調査をしたものでございましたけれども、そういういきさつもありまして、再度、松枝弁護士さんにこの判例も見てもらいながら、御確認をいただいたところでございます。お調べをいただきまして、後日御報告していただきました内容でございますけれども、松枝弁護士さんのほうから、誤解をしていましたというような御回答をいただきました。

土地開発公社の印を押した文書については公文書と扱われます。理事に文書の作成権限があるとするならば、文書偽造罪ではなく虚偽公文書作成罪となりますという御回答をいただいたところでございます。

公社の文書が公文書であるかという調査結果については以上のとおりでございます。

またあわせまして、平成 20 年 3 月 31 日の登記では、過去に不正をされていましたが、それを事実として扱った上で合意解除という手続きをされました。それについて、法律上、どうかということでございますけれども、これについても松枝弁護士さんのほうの御回答によりますと、「土地開発公社から住宅公社への名義移転については、登記移転の原因を合意解除としているので、内容が虚偽ではないかとも思われますが、実質の所有者に登記名義を戻すための便法としたというのであれば、虚偽性が薄く、虚偽公文書作成罪を問えないのではないかととも思われます。」という御見解でございました。便宜上、合意解除とされたので、罪には問えないのではないかとというような御見解でございます。

それから、調査のもう一つといたしましては、土地開発公社から司法書士に 15 万 8,327 円を支払われておりました。私が司法書士さんにお聞きし、登録免許税は 1 筆 1,000 円だというふうに御報告をしたので、この支払額に対して 1,000 円ではないのかというようなところがございました。この 15 万 8,327 円の内訳でございますけれども、まず登録免許税としては 8,000 円が支払われております。そのさらに内訳でございますけれども、4 筆の筆数がございましたので、合意解除をする 4 筆分として 4,000 円、それから京都銀行仮登記の分として 4 筆分 4,000 円で、合計 8,000 円。これが登録免許税でございます。残りが 15 万 327 円ということになりますけれども、これは司法書士さんの報酬ということで支払われたものでございます。

それから、前回の資料で加茂元常務理事が兼任をされたときの伺いを資料で見いただきました。そのときには、署名表決という形で文書をつけておりましたけれども、そこに日付がなかったのもその理由は、ということで調査をいたしました。これについては、住宅公社に聞いてきました。意図的なものではなく記載漏れであったというような回答を得たところでございます。

また、関連しまして、加茂常務理事を選任されたときに、理事会の決定ではなく署名表決で選任したと、その理由はどうかというような調査でございますけれども、これにつきましては、寄附行為第 20 条第 8 項、緊急の必要のあるものまたは軽微なものは署名による賛否を求め、理事会の決議にかえることができるという、この条文を適用して署名表決をされたものでございます。この場合に考えられますのは、軽微ということは考えられないので、緊急の必要という整理になるのかなと思っております。これにつきましては、当時の例えば直近の理事会の会議録であるとか、手がかりに何かあるものがないかなということで調べもいたしました。また公社の職員や加茂元

常務理事にもお電話ですけれども、聞いて確認をしましたが、今となっては明確に覚えていないというような回答でございましたし、このあたりははっきりとどうしてだったというところがわからないままではございます。

ただ、いきなり書類を持って行って常務理事に選任したからはんこを押してというようなことではなく、やはり口頭でなり周知をした上での手続きをされたのではないかなというふうに、加茂元常務理事もおっしゃっていたところでございます。

そして最後になりますけれども、監査委員はだれかという調査でございます。土地開発公社の監事ということになりますけれども、それぞれ毎年度、会計室長それから監査委員事務局長がこの監事に当たっております。平成 18 年度は会計室長が内藤暁会計室長でございました。それから、監査委員事務局長は玉記道子事務局長でございます。

それから、平成 19 年度でございますけれども、会計室長が久世耕司会計室長、それから監査委員事務局が玉記道子事務局長でございます。

そして平成 20 年度でございますが、竹井明会計室長、それから今西聡監査委員事務局長ということでございます。

以上が調査結果の報告として報告をさせていただきます。

< 西村委員長 >

ただいまのが前回の調査事項の調査結果でございます。

これにつきまして、御意見ございましたらどうぞ。

< 吉田委員 >

初めに、判例を見つけてくださったのは酒井委員さんでございまして、私よりもいい判例見つけていただいて、ありがとうございました。

この点について、弁護士によって見解が違うということもありましたが、ストレートに、思い切りこれは公文書でというような判例でもありますし、弁護士さんも勘違いをしていたとおっしゃったということですから、非常に大事な法律判断をされるべきところで、参考人の方がここで勘違いしてましたと言われたらちょっと困るわけで、文書でも結構ですから、法的判断をしていただいた部分について、やはりほかの弁護士さんに1からすべて聞いて答えを返していただくということが必要ではないかなと思っています。

1 点、18 年取引について詐欺罪の成立はとお聞きしたときも、それは該当しませんというふうにおっしゃいましたが、どうもしっくりこないのも、不可罰性の分は別として、詐欺罪の成立に当たるのではないかと私は思っておりますし、その点についても含めて、もう一度ほかの弁護士さんにお伺いをしていただきたいと思います。個人的には頭にきているんですけれども、非常に大事な判断をすべきところでこんな間違いをされてしまったらどうもならんわけですね。市の顧問弁護士さんやからそういうふうになったのか、それとも単に能力の面で不足がある弁護士さんだったのか、どちらかしか言いようがないわけで、この点について、どうなのか、別に本人さんに釈明をしていただいてもいいんですけれども、非常に不信感を持っておりますので、違う弁護士さんにお伺いをしていただきたいと思います。それが 1 点。

それから虚偽の公文書作成罪ということも書いてありますが、これに該当するのであれば、当然長期 10 年の懲役刑でありますし、時効の成立までは 7 年ですか、ありますので、まだ控訴時効が成立をしていないということになります。この点について、刑事訴訟法上の告発義務というものが出てくるのかどうか、委員会としてはどうか、あるいは公社の理事長、栗山市長、そのあたりに告発義務があるのかどうかということも含めて、違う弁護士さんに聞いていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから監査の点でありますけれども、平成 20 年 3 月 31 日の取引に関しては、市が事実をつかんでおきながら、これを公表しないという方針を決めて、もう私は隠ぺいだと思っておりますけれども、公表しない方針をかためた上でのものですから、当然そんなもの、監査の資料が出てくるわけがありませんし、ここを責めるつもりはありません。

ただ、平成 18 年の取引に関しては、加茂元常務理事 1 人で行ったことであって、市は知らなかったという話ですから、監査の資料が出てこないことは私はあり得ないと思っておりますし、通帳、預金口座を見せていただいたときに、平成 18 年の取引に関しては 12 月 25 日 1 日で J A からのお金、そして三井住友へのお金ということで、土地開発公社の銀行預金口座から 1 日で 5 億円が出入りしている。当時、土地開発公社の土地の動きはないはずでありますから、この現金を見て疑問に思わないわけがありません。

ということで、監査をされていた方がどのようなものを見られたか、通帳を見たら当然気づくはずですし、気づかないような方が市の職員では困りますしね。見ていなかったのか、見て気づかなかったのかということも非常に大事ですので、市の中におられる方もいらっしゃいますし、ぜひともここはお呼びをしてお話をお聞きをしたいと、監査に関しては。

この 2 点について、最終になるのかもしれませんが、この委員会で行っていただきたいと思っております。

以上です。

< 西村委員長 >

ほかにございませんか。

< 馬場委員 >

今、事務局のほうから御説明いただいた、住宅公社の寄附行為 20 条 8 項というのは、私も存じ上げてるんですが、その上に立ってなんですけれども、以前いただいた外秘文書ですね。署名表決についてのところでも、最初からね、このたび、下記の議案について急施を要するためにと、ここでもう急施を要するというふうに言ってるんですね。そして、その財団法人の亀岡市住宅公社第 45 期理事会議事録、ここに 7 項目めとして議事の経過の概要及びその結果というところに、事務局から各理事に対し持ち回りによる署名表決によらざるを得なかった経緯について説明、承認をこの場で求めているわけです。したがって、忘れたというふうなことじゃなくて、絶対に、そのことが議題になっているわけですから、具体的な中身で報告されていると思うので、再度申しわけないけど、求めていただけないかなということ。

< 西村委員長 >

今のは資料を前に配付してございますね。

前の資料で、その伺いをごらんいただかんと、理解しにくい部分がございますので、どうぞごらんいただきながら。

公社の伺いですが、市の伺いと様式は一緒ですが、その平成 14 年 4 月 1 日付のこの外秘と書いてあるこの伺書です。

< 事務局議事調査係長 >

先ほどの 14 年 4 月 1 日の議事録でございますけれども、これについて、当時この起案をしている職員ですね。業務課長であります野々村課長、それから加茂元常務理事のほうに確認をしましたが、覚えていないというようなことでございました。書類につきましても、公社の職員に書類を探してもらったんですけれども、見当たらないというような状況でございました。はっきり経緯を書いたものが見当たらないと

ということでございます。

<馬場委員>

それ以上のものは出てこようがないと思うんですが、ただ、私、ちょっと気になってるのは、年度代わりの日付でやっているなというのが、非常に気になっているところで、何かそこに、3月31日と4月1日の境目ですから、何かがあったのかなというふうな思いはしますが、これはあくまでも推論ですので。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

前回の調査事項の調査内容について、吉田委員から出されましたセカンドオピニオン、ほかの弁護士にもう一度確認をするということと、それから当時の監査委員に事実の内容を聞くという2点が出されております。これについて、していくのか、それとももう大体弁護士が確認をした部分でございますし、それと監査委員に聞いても事実を認めることとなろうという予測が立ちます。これについて、そのように進めていくのか、どうか、御意見をちょうだいしたいというふうに思います。

<馬場委員>

今、松枝弁護士のほうも、ある面では間違いというか、非を認めているわけですから、いわゆるほかの弁護士でその選び方は難しいと思うんですが、やっぱり意見を聞く、とりわけ刑事法の刑事関係に強い弁護士に聞くというのは、相談したらどうですか。

<西村委員長>

そのような御意見が出ました。

そしたら、そのように、法律に強い、間違いのない弁護士に。それでよろしいですか。

事務局、それなりの弁護士、用意できますか。

<事務局議事調査係長>

今回のことにつきましては、行政の関係にも強い方がよろしいかというふうに思いますし、私、今、思いつくところでは、もうお一方の顧問弁護士になりますけれども、大江橋法律事務所の弁護士さんはどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

<吉田委員>

大江橋さん、物すごい大きい、関西で多分一番の法律事務所だと聞いてますが、顧問はぐあい悪いんじゃないかな。前、それでやってこれですから、顧問外したほうがええんじゃないですか。不可能だというなら仕方がないですけど。

<西村委員長>

予算の関係もありますので、事務局に判断を、まずはいただかんと。

<事務局次長>

今、大江橋法律事務所、同じく顧問弁護士なので、余りよろしくないのではないかという御意見がありましたんですけれども、もうどなたがどういう面に強くてというようなこともなかなか判断がつかないわけなんですけれども、亀岡市内にお二方弁護士さんがおられるんですけれども、そのお二方のうちのどちらかというようなことでお世話になるようなことでも、その人選につきましては事務局のほうに任せていただくということで、よろしいですか。

<西口委員>

今までの中身も事務局には、知っていただいておりますので、事務局に一任させていただきますというふうに思います。

<西村委員長>

吉田委員、それでよろしいですか。

<吉田委員>

結構です。

<西村委員長>

それでは、その回答は文書回答でよろしいですね。

<吉田委員>

結構です。

<西村委員長>

そしたら文書で回答をいただくという形で。文書にならんかもわかりませんけどね。口頭か、事務局で文書化するかで。

それから、もう1件ですけれども、監査委員を呼んで状況、事情を聞くということが残っておりますが、この点についてどう取り計らいをさせていただくか、ご意見をお願いをいたします。

<西口委員>

監査委員も確認できる範囲でやっていただいて、報告をしていただければというふうに思いますが、いかがですか。

<西村委員長>

それではそのような形で御意見をいただきましたので、監査委員もここへ来ていただいて、そして事情を聞くと。

吉田委員、文書でいいですか。

<吉田委員>

退職された方はいいと思うんですけどね。現職の方もいらっしゃるし、呼びやすい方は呼んだほうが。文書でやりとりすると、また疑問点が出たら、また出してやりとりというのは、委員会の回数がふえるだけの気がするので、来ていただいたほうが話が早いんと違うかなとは思います。

<西村委員長>

西口委員、どうですか。

<西口委員>

呼んで、本人の意思が確認できれば結構です。

<西村委員長>

それでは、そのような御意見でございますので、また日を改めて本席に呼んで事情を聞くということにいたしたいというふうに思います。

<事務局議事調査係長>

そしたら、先ほどの監事を委員会のほうにお呼びするということでございますけれども、対象年度としては平成18年度ということではよろしいですか。

<西村委員長>

平成18年度の当時の監事を呼ぶということではいたしたいというふうに思います。

それではこの件についてはこの程度でよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(2) 今後の調査について

○論点整理

< 西村委員長 >

それでは次に、今後の調査についてでございます。

まず1点目、論点整理でございますけれども、前回から論点整理をペーパーで出しております。この件について、事務局から説明を願います。

< 事務局議事調査係長 >

それでは、資料でつけさせていただきました論点整理表（案）をごらんいただきたいと思います。前回の内容が黒い文字であります。赤い文字で今回変更をさせていただきました。先ほど御報告させていただいたところでございますけれども、問題の所在のところで違法行為が私文書偽造ではなく虚偽公文書作成罪というように訂正をしたものでございます。

また、下のほうにも両公社は告発せずということで、これ、前回も同じように赤字でしてございましたけれども、このあたりがまだ御協議が調っていないので、同じような形でこの表はつくらせていただきました。また、きょうの調査結果等にも基づいて、また御意見なりありましたら、この表のほうを充実していただければというふうに思いますので、御協議よろしくお願いいたします。

< 西村委員長 >

説明が終わりました。

御意見ございますか。

< 西口委員 >

赤字で訂正されている部分で結構かと思います。

以上です。

< 西村委員長 >

それでは、これについてはまだ両公社は告発せずというところが残っておりますけれども、この部分はまた最後の総括の部分で進めてまいりたいというふうに思います。この件はこの程度といたします。

○ 今後の委員会調査内容

< 西村委員長 >

次に、今後の委員会の調査内容でございますけれども、調査の大詰めとなってまいりました。最後に残っておりますセカンドオピニオンと、それから監事の事情、意見聴取が残っております。これが一回必要というふうに思います。その後で論点整理の最後の総括、それからまた、あと、委員会での報告案の作成、これが残っております。そのような進め方でやってまいりまして、6月議会にこの委員会の報告ができるようにという日程で進めてまいりたいというふうに思いますが、御異議ございませんか。

< 西口委員 >

委員長の今の報告どおりで結構かと思います。

< 西村委員長 >

それでよろしゅうございますか。

< 吉田委員 >

おおむねそれでいいかと思うんですが、とんでもない話にならない限りはということで。聞いたときにこれは、というのがなければ。

< 西村委員長 >

それでは、そのような日程で進めることといたします。

3 その他（次回委員会日程）

< 西村委員長 >

それでは、3 番目、その他でございますが、次の委員会の日程でございますが、日程調整が必要でございますので、正副委員長に御一任願えますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

< 西村委員長 >

それでは、そのような調整をさせていただいて、また委員の皆さんには開催日程をお知らせし、お願いすることといたします。

< 馬場委員 >

そのほかなんですけれども、あえてさっき言わなかったんですが、先ほどの松枝弁護士の虚偽公文書作成罪という展開は、またセカンドの弁護士さんつけるというふうなことなんです、その際、この主文のところに明確に書いてあるんですが、「日本電信電話公社の職員は、日本電信電話公社法 35 条 18 条によりというふうなことで、具体的に公社法のこれに違反するから罰則の適用については法令により公務に従事するものだ」と、こういうふうに言ってるわけなんで、土地開発公社で言えば、公有地の拡大の推進に関する法律、その第何条に違反するのかというところまで詰めとかないと、これちょっと二転三転したらまたぐあい悪いので。ここのところ。

< 事務局長 >

この件に関しましては、みなし公務員という規定がありますが、これは公有地の拡大の推進に関する法律第 6 条第 10 項に、刑法の適用については公務員とみなすという規定があります。

蛇足ですが、実はこの件については 1 回、私の友達の弁護士にも相談をしたところ、ただこのごろいろんなみなし公務員の法律関係が非常にややこしくなっている。それぞれの法律で独立行政法人なんかができた関係で、その法律を読んでみないとかなかなかわからない部分があって、その法律の中にどういう規定にされているかによって決まるんだというような見解でしたので、今回については刑法の適用がはっきり出てるので、そうではないかなという点があったということ、念のためつけ加えさせていただきます。

< 西村委員長 >

それでは、きょうの会議、この程度といたします。

ご苦労さんでございました。

散 会 16 : 17